

令和2年度通常総会資料

令和元年度 事業報告

1. 概要

戦後造成された人工林は今まさに利用期を迎えており、地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等の観点から、木材の積極的な活用を通じて森林を保全しその活力を強化していくことが国家的な課題となっています。

こうした中、2010年には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、これを契機に耐火建築部材等の技術革新が進み、これまで木材の活用が困難と思われてきた中高層建築物等の木造化の可能性が大きく広がり、純木造11階建てなど民間の中高層建築物の木造化・木質化の動きも着実に進み始めています。

こうした木材の活用を通じた地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等への貢献に対する国民の期待は、SDGs等の流れを受け、最近ますます高まってきています。

このような中、令和元年4月には、自由民主党の国会議員による「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進議員連盟」が結成され、これまで木材があまり使われてこなかった都市の木造化・木質化の取組が加速化される機運が具体的に現れつつあります。

こうした議連による動きを受けて、広く団体、企業、地方公共団体等に呼びかけ、令和元年5月に「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進協議会」を設立し、議連と連携・協力して都市の木造化・木質化の実現に取り組んでいくこととしたところです。

以下、令和元年度の活動状況について報告します。

2. 設立

令和元年5月13日、千代田区の永田町ビルにおいて、「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進議員連盟」会長の吉野正芳衆議院議員、幹事長の金子恭之衆議院議員、事務局長の小島敏文衆議院議員、林野庁の牧元幸司長官、国土交通省の石田優住宅局長はじめ、多くの来賓を迎えて設立総会を開催しま

した。33 団体・企業会員の出席のもと協議会が設置され、規約等が決定されるとともに役員として、会長：（一社）日本林業協会 前田直登、副会長：（一社）日本木造耐火建築協会 木村一義、理事：（一社）全国木材組合連合会 鈴木和雄、理事：全国森林組合連合会代表理事 村松二郎、理事：（一社）日本木造住宅産業協会 市川晃、理事：（一社）JBN・全国工務店協会 大野年司、（理事（事務局長）：（一社）全国木材組合連合会副会長 島田泰助）、監事：（一社）日本治山治水協会専務理事 津元頼光を選任しました。

事業計画としては、法律・制度の見直しも含めた木材利用拡大対策の実現、地方自治体との連携、会員の加入促進、木造化推進議員連盟との意見交換等の都市木造化推進に関する事項を決定しました。

（別添 1：協議会設立趣意書、別添 2：協議会規約）

3. 令和元年度における活動報告

ア 木材利用推進に関する要請活動

「森林（もり）を活かす都市（まち）の木造化推進議員連盟」と連携を図り、下記のような活動を行いました。

（1）原田環境大臣への申入れ（令和元年 5 月 13 日）

議員連盟は、『G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合』に向けて、特に「脱炭素社会の実現に向けて都市の建築物の木造化・木質化を推進していくこと」を求めた決議文を原田義昭環境大臣に申入れを行いました。その場に協議会も同席して都市の木材利用の推進について要請を行いました。（決議文は別添 3 のとおり）

（2）議員連盟との意見交換（令和元年 6 月 19 日）

議員連盟第 3 回総会において、以下の協議会会員 5 団体が意見を述べ、熱心な質疑応答が行われました。

（一社）日本建設業連合会（株）竹中工務店 木造・木質建築推進本部 小林道和副本部長）、（一社）日本木造耐火建築協会（株）シェルター 安達広幸専務理事）、木材活用地盤対策協議会（飛鳥建設（株）三輪滋執行役員）、（一社）日本木造住宅産業協会 越海興一専務理事、（一社）JBN・全国工務店協会 大野年司会長

* 詳細については、協議会の HP (<https://machi-mokuzouka.jp/>)「協議会の出

来事」をご覧下さい。

(3) 議員連盟の現地調査（山形県）に同行（令和元年 9 月 27 日）

議員連盟の吉野会長、金子幹事長、小島事務局長、鈴木事務局次長、滝波事務局次長とともに、(株)シェルター本社及びプレカット工場、白鷹町役場庁舎、南陽市文化会館の視察に同行するとともに、山形県庁、県木協、地元森林組合との意見交換会にも参加し、大型建築物への木材利用拡大の可能性等について理解を深めました。（概要は別添 4 のとおり）

(4) 議員連盟に対する協議会からの要望書提出（令和元年 10 月 23 日）

議員連盟第 4 回総会において、協議会から「都市での木材利用拡大に向けた抜本的対策の実現に関する要望書」を提出し、都市の木造化を国の最重要課題として位置付けるとともに木材利用促進に向けた法律・制度の見直し、予算の確保、推進体制の構築を議員連盟に対し強く要請しました。これを受けて岸田文雄自民党政調会長から議連・協議会の活動に大いに期待する旨の力強いご挨拶をいただきました。

その後、議連・協議会合同の懇親会を開催し、議員、会員など大勢の参加者のもと、活発な情報交換が行われました。（要望書は別添 5 のとおり）

(5) 議員連盟との意見交換会の開催（令和 2 年 2 月 12 日）

議員連盟（会長：吉野正芳衆議院議員）の役員、国土交通省及び林野庁の幹部を交え令和 2 年度の対策等に向けて懇談会を開催しました。成熟した人工林の活用を通じて地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等の国家的課題を実現するため、議員連盟と協議会が連携して国産材の利用拡大に取り組んでおり、議員からは木材利用促進のための法律を作るべきとの意見が多数出されました。

今後とも、法律の制定に向け議連、政府等との連携を積極的に図っていくことが目標とされました。

(出席者) 衆議院議員：吉野正芳、金子恭之、小島敏文 参議院議員：滝波宏文
自民党政調：久保調査役、立花賢士、国交省：眞鍋住宅局長、淡野審議官、遠山木造住宅振興室長、林野庁：本郷長官、前島林政部長、眞城木材産業課長
協議会：前田日本林業協会会長、木村木耐建会長、村松全森連会長、大野全国工務店協会会長、島田全木連副会長、越海木住協専務

また、令和2年2月20日には、同様に令和2年度へ向けての課題等を話し合うことし、議員連盟の議員秘書等との意見交換会も開催しました。

イ 国産材の利用促進に取り組む団体の連携

戦後造成された人工林が成熟期を迎え、その活用を通じた地球温暖化防止、国土強靱化、地方創生等に対する国民の期待は、急速に高まってきており、国産材の利用を拡大し日本の森林を活性化していくための取組が知事会や経済界等数多くの有力な団体の主要な活動として始まって来ています。高まる国民の期待に応え都市での木材利用を促進していく上で、これまで国産材の利用促進に個別に取り組んできたそれぞれの団体の力を結集して行くことができれば、成熟した日本の森林資源を活用し、森林とそれを支えるそれぞれの地域に活力を与えていくための体制を構築していく上での大きな力となっていくものと確信します。

このことを踏まえ、国産材利用拡大という同じ目的に向けた活動を行ってきている団体・組織に広く呼び掛け、それら団体の連携を図るための働きかけを行ってきました。令和2年度中に各団体共同による社会に向けたアピールを実施していくことを目標としています。(別添6 提言等)

〈要請団体〉

- 森林(もり)を活かす都市(まち)の木造化推進議員連盟
- 国産木材活用プロジェクトチーム(全国知事会)
- 森林・林業・林産業活性化促進議員連盟全国連絡会議
- 林業復活・地域創生を推進する国民会議
(一般財団法人 日本プロジェクト産業協議会(JAPIC))
- 木材利用推進全国会議(全国経済同友会)
- 政令指定都市木材利用促進議員連盟

4. 広報

(1) ホームページの整備 (<https://machi-mokuzouka.jp/>)

(2) リーフレットの作成、配布(別添7)

協議会会員や各種会議、戸別訪問等で配布するとともに、会議等の協賛団体としてアピールし、協議会のPR・入会促進に努めました。

(3) カレンダーの配布

木材利用優良施設コンクールの受賞施設(内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、

国土交通大臣賞、環境大臣賞、林野庁長官賞、木材利用推進中央協議会賞、審査委員会特別賞）を掲載したカレンダーを作成し、国会議員、協議会会員等に配布し、木造施設のPRに努めました。

(3) 各種媒体によるPR

- ・全木連機関紙「全木連時報」
- ・日刊木材新聞
- ・林政ニュース（(株)日本林業調査会）
- ・森林と林業、日本林業（(一社)日本林業協会）
- ・機械化林業（(一社)林業機械化協会）
- ・現代林業（(一社)全国林業改良普及協会）

(別添8：森林・林業再生へのカギを握る都市の木造化)

【参考】

木造建築物を巡る状況

(1) 国の公共建築物木造化率が78.6%に（平成30年度実績）

国が整備する低層公共建築物（3階建て以下）の木造率が78.6%（77/98棟）となり、平成28年度の43%を底に上昇傾向にあります。農林水産省の庁舎、国土交通省の公園施設、環境省の休憩所をはじめ、防衛省の火薬庫も木造化されています。

*平成30年度公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ（令和2年3月18日 農林水産大臣、国土交通大臣）

木材を活用した公共建築物の事例

 住田町庁舎（岩手県） ラチス耐力壁、レンズ型トラス梁を採用。 住田町産のスギとカラマツを使用。	 中郷会新柏クリニック（千葉県） 透析患者のためのクリニック。 耐火木質構造部材を使用し、都市部で木質化した医療施設を実現。	 南陽市文化会館（山形県） 国内初となる木造耐火ホール。 ドーム建築物を除き国内最大規模の木造建築物。
 このはアリーナ（静岡県） 木材と鉄骨のハイブリッド構造。 主要構造部材として使用されたスギ集成材256本が大屋根の荷重を支えている。	 綾町立綾中学校（宮崎県） 県内の工場で加工可能な一般流通材を使用。 防火壁やRC線を挟むことで主要構造部を耐火構造にしない木造校舎を実現。	 秋田駅西口バスターミナル（秋田県） 柱と梁で門型を組み、それを桁方向に連続していく木構造。 木材に薬品処理（モックル処理）をすることにより、高耐久性を付与。

詳細はこちら→ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html#公共木造優良事例集>

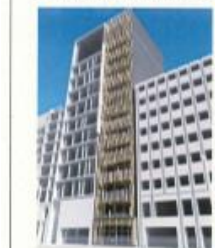
(2) 民間団体・企業の取組

公共建築物が先行しましたが、最近では民間企業や団体等によるビルの木造・木質化が進むとともに、中高層ビルの木造・木質化計画が次々に公表されています。

木材を活用した建築物の事例

＜東京発条製作所本社ビル＞ 東京都大田区 木造＋鉄骨造 ＋鉄筋コンクリート造  ➢ H30年9月竣工 ➢ 延べ面積：約706㎡ ➢ 地下1階鉄筋コンクリート造、地上1～2階鉄骨造、地上3～6階木造 ➢ 木材使用量：約113㎡ ➢ 木材の軽くて強いという特徴を活かして鉄筋コンクリート造4階建てビルを6階建てに建て替えた事例。木造とすることで、既存建物重量以下に抑え、既存コンクリート杭の再利用を可能とした。	＜Park Wood 高森＞ 宮城県仙台市 木造＋鉄骨造  ➢ H31年2月竣工 ➢ 延べ面積：約3,605㎡ ➢ 鉄骨造＋木造10階建て ➢ 木材使用量：約230㎡ ➢ CLTを床材として使用した10階建て高層建築物であり、柱に2時間の耐火性能を持つ木質耐火部材を使用。 外観完成予想CG
＜Soup Stock Tokyo＞ 東京都新宿区 木質化  ➢ H24年3月竣工 ➢ 店ごとに異なる産地の国産材を使用。アトレ四谷店では宮城県諸塚村のクスギコナラ（椎茸の需要低下により余ってしまった椎茸原木）を壁面・テーブル天板に有効活用。床は東北地方のナラ、椅子は北海道のニレを使用。	＜日本橋とやま館＞ 東京都中央区 木質化  ➢ H28年5月竣工 ➢ 延べ面積：約473㎡ ➢ 木材使用量：約6㎡（内装木質282㎡） ➢ 富山県のアンテナショップ。建具や床等の内装に富山県産のスギ、ナラ、ケヤキ等がふんだんに使用され、上質な空間を演出。

建設予定の木造高層建築物（建設中含む）

＜フラッツウッズ木場＞ 東京都江東区 木造＋鉄筋コンクリート造  ➢ R2年3月竣工予定 ➢ 地上12階建て ➢ H30年11月から建設。 ➢ 総戸数約250室の家具・サービス付賃貸住宅。 ➢ 部材に、「燃エンウッド®」「T-FoRest® Wall」などを採用	＜岩本町3丁目計画＞ 東京都千代田区 木造＋鉄骨造  ➢ R2年3月竣工予定 ➢ 延べ面積：約645㎡ ➢ 地上8階建て ➢ R元年5月より建設。 ➢ CLTを構造材として採用した高層事務所建築 ➢ 3～8階の床にCLTを使用。（CLT使用量：約57㎡）。
＜銀座8丁目計画＞ 東京都中央区 木造＋鉄骨造  ➢ R3年竣工予定 ➢ 延べ面積：約2,451㎡ ➢ 地上12階、地下1階建て ➢ 木造商業ビルを計画。 ➢ 構造材だけでなく、ファサードデザインにも木材を活用。	＜玉川大学学生寮＞ 東京都町田市 木造  ➢ R4年竣工予定 ➢ 延べ面積：約6,150㎡ ➢ 地上9階建て ➢ 中高層純木造耐火建築物では、国内最大級。 ➢ 内装材に学内の間伐材を一部活用。 ➢ 燃えどまり型の木質耐火部材（COOL WOOD）を採用

も り ま ち
森林を活かす都市の木造化推進協議会
設立趣意書

戦後、戦禍により焦土と化した街と戦中・戦後の乱伐等により荒廃した森林の復興が国家的な命題となっていた我が国においては、1950 年の衆議院「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」以来、木材利用の抑制と都市の不燃化を目指して、都市建築物の非木造化に向けた施策が国を挙げて進められてきた。

以来 60 年余が経過し、日本の緑は見事に回復し、戦後造成された森林資源は今まさに利用期を迎えており、森林を保全し活力を維持していくため、木材利用の抑制ではなく計画的な活用が求められる状況となっている。そのような中、2010 年には「公共建築物等における木材利用促進に関する法律」が成立し、これまでの流れが大きく変わり始めた。法を契機に、耐火建築部材等の技術革新や建築基準法の改正による木造建築への規制緩和等により中高層建築物等における木材利用の可能性が大きく広がり注目され始めてきている。

しかしながら、都市において深く根付いてきた木材は使えないというこれまでの常識を覆し、流れを大きく変えるまでには至っていない。こうした現状を変え、国民的課題に対応して行くためには、国を挙げた木造・木質化への体制を構築することが喫緊の課題となっている。

ついては、日本の森林を活かし、地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の国家的な課題へ貢献する観点に立って、都市の木造・木質化への実現に向けて、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を設立し、広く関係者に参加を呼びかけるものとする。

令和元年 5 月 13 日

も り ま ち
森林を活かす都市の木造化推進協議会

森林を活かす都市の木造化推進協議会規約

第1条（名称）

本会は、森林を活かす都市の木造化推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

第2条（事務所）

協議会の事務所は、東京都千代田区に置く。

第3条（目的）

森林は、地球温暖化防止、国土保全等の公益的機能を有し、そこから生産された木材は、再生産が可能で環境への負荷が少なく、調湿性等を備えた健康的な素材であることから、国民の安全・安心にとってかけがえのない資源となっている。協議会は、持続可能な環境や社会を実現することを念頭に、森林・林業・木材関係団体、建築関係団体、本会の趣旨に賛同する企業、地方公共団体等から広く賛同者が集い、都市の木造・木質化の推進を通じて日本の森林・林業を再生し、地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等に貢献していくことを目的とする。

第4条（事業）

協議会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） 本会の趣旨に賛同いただける国会議員への要望・働きかけ等や都市の木造化対策、森林・林業・木材産業振興対策に関する意見交換、政策提言
- （2） 都市の木造化推進運動に関する企画及び実施
- （3） 都市の木造化の必要性についての普及啓発
- （4） その他木材の利用拡大に必要な事業

第5条（会員）

協議会は、以下の会員をもって構成する。

- （1） 正会員 第3条で規定する目的に賛同する団体、企業等
 - （2） 賛助会員 第3条で規定する目的に賛同する地方公共団体、公的研究機関、学識経験者等
- なお、学識経験者は、協議会の顧問又はアドバイザーとすることができる。

第6条（入会）

本会に入会しようとする者は、所定の様式によって申し込むものとする。

第7条（会費）

正会員は、別に定めるところにより会費を納めなければならない。

- 2 賛助会員に対しては、原則として会費は徴収しない。

第8条（退会）

会員は、退会届を協議会に提出し、いつでも退会することができる。

第9条（総会）

総会は、すべての正会員をもって構成し、毎年度1回開催する。ただし、理事の過半数の決定により、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会においては、規約、事業計画、予算、決算及び役員の選任、その他重要な事項を審議決定する。

第10条（理事会）

理事会は、必要のつど、随時開催する。

2 理事会においては、協議会の運営及び活動に関する事項を審議決定する。

第11条（役員）

協議会の理事は、総会の決議により選任する。

2 理事の中から、会長、副会長を選任する。

第12条（役員の職務）

会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第13条（経費）

協議会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

第14条（事業年度）

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第15条（運営・事業実施細則）

この規約に規定することの他、協議会の運営・事業実施に関して必要な事項は、会長が別に規定する。

（付則） この規約は、令和元年5月13日から適用する。

運営細則

第1条（会費の金額）

会員は、次に掲げる会費を協議会へ納入しなければならない。

正会員	団体	5万円
	中小企業	5万円（中小企業基本法第2条で定義された中小企業）
	大企業	20万円

2 期中において入会した会員についても、会費は減額しない。

第2条（会費の納入方法等）

正会員は、協議会の指定する方法で会費を納入しなければならない。

第3条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

G 20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する 関係閣僚会合に向けての決議

二〇一九年（令和元年）五月十六日

自由民主 党

森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

今日、我が国の森林・林業・木材産業は、その根幹となる森林資源が、戦後造成された人工林を中心に蓄積が充実しており、「伐つて、使つて、植える」という循環利用を今こそ実現し、林業成長産業化の流れを加速していかなければならない。

こうした中、我々は、森林環境税を実現した今日、国民の協力を基に、国及び地方が一体となって我が国の森林をよみがえらせる新たな時代を築かなければならない。

とりわけ、「脱炭素社会の実現に向けて都市の建築物の木造化・木質化を推進していくこと」、これによつて森林整備を促進して森林吸収を確保するとともに、炭素を貯留する第二の森林を創造し、建築に要するエネルギーを抑制することこそ、地球温暖化防止及び国土強靱化、地方創生へ積極的に貢献するものと確信する。

ついては、世界の持続的な成長に向けてエネルギー転換と地球環境について議論を行うことを目的としたG 20 環境関係閣僚会合においては、世界の持続可能な成長、地球温暖化の防止の観点に立つて、各国が一致して木造建築物の普及に取り組むべきであることを高らかに宣言すべきである。

以上、当議連は議長国としてG 20 環境関係閣僚会合に臨まれる原田環境大臣を激励し、強く申し入れる。

右決議する。

環境大臣

原田 義昭 殿

**森林を活かす都市の木造化推進議員連盟
現地調査（山形県）について
【視察報告】**

1. 日 時：令和元年 9 月 2 7 日（金）
2. 視察先：山形県山形市、寒河江市、白鷹町、南陽市
3. 出席議員

吉野 正芳	会長（衆）
金子 恭之	幹事長（衆）
小島 敏文	事務局長（衆）
鈴木 憲和	事務局次長（衆）
滝波 宏文	事務局次長（参）

4. 視察先及び意見概要

① （株）シェルター本社（山形県山形市）

平成 9 年にアルカディアソフトパーク山形に本社を新築移転し、翌平成 1 0 年に「グッドデザイン賞」を受賞。中高層建築物への木材利用の先駆けとなった同本社ビルの構造上の説明を受けた。

（（株）シェルターからの説明の概要）

- ・ KES 構法及びクールウッドの技術開発により中高層建築物の木造化に大きく貢献。最大の木造コンサートホールとしてギネス世界記録となっているシェルターなんようホール（南陽市文化会館）をはじめ国内最大規模の木造 5 階建庁舎「山口県長門市本庁舎」、都内最大級の木造 3 階建保育園「（仮称）小台橋保育園」などにクールウッドが採用され都市の木造化を進めている。



（株）シェルター社長からの説明

- ・地域材の活用を行う仙台駅東口の7階建純木造ビルプロジェクト、都内初となる日本最大級の純木造9階建「玉川学園学生寮」、小田原城を眺める城下町「神奈川県 小田原駅前交流施設」などのプロジェクトが進行中である。



(株)シェルター本社前

② (株) シェルター本社プレカット工場（山形県寒河江市）

昭和49年に接合金物を使用した日本第1号の旧社屋の外観を視察。プレカット工場内の施設及び日本一大きい木質耐火部材のクールウッドが3時間耐火の国土交通大臣認定を取得した際に、実際の試験に供された部材の展示などを見学した。

大規模な公共建築物に加えて、保育園、老人福祉施設などに対してKES構法と一体で、地域材を中心とした部材供給を行っている旨の説明を受けた。



接合金物使用の日本第1号の旧社屋



3時間耐火部材



(株)シェルターからの説明

③ 白鷹町役場庁舎（山形県白鷹町）

役場庁舎以外にも中央公民館、町立図書館を含む白鷹町まちづくり複合施設で、耐火建築物を含めた別棟の8棟で構成することで約1,710m³の木材を活用した木造2階建てとなっている。

（物林、ダイテック及び白鷹町からの説明の概要）

- ・物林株式会社からは、地元の米沢地方森林組合及び西置賜ふるさと森林組合とも連携を図りつつ労務対策として人材育成を行いながら原木の供給を担った旨の説明があった。
- ・ダイテック株式会社（福島県いわき市）では、白鷹町をはじめとする山形県内の地域材を活用するため建築士と施工業者の技術、製材工場などの木材供給体制など川上から川下までの連携の下、部材を供給。
- ・町内森林資源の活用と林産業の振興を図るため構造材から仕上げ材まで地元山形県産材・白鷹産材（町産材が約75%）を積極的に活用した施設を建築中（一部供用開始）。



白鷹町役場庁舎（山形県白鷹町）

④ シェルターなんようホール（山形県南陽市）

平成27年に開館した「南陽市文化会館」は、世界最大の木造コンサートホールとして同年にギネス世界記録認定されている。南陽の森からとれたスギ材を積極的に活用して、火災などの災害においても建物が倒壊せずに自立できる耐火建築物としてホールを建設できた旨の説明があった。

（山形県、県木協及び地元森林組合からの意見の概要）

- ・ 山形県より地域の森林資源を雇用と地域の活性化に活かす森ノミクスを推進。平成28年には、木材利用促進条例を制定して木材利用の拡大に向けて施策を展開している旨の説明があった。
- ・ 県木連からは、木堀に係る補助の追加、低層木造公共建築物への支援の充実について要望があった。
- ・ 地元森林組合からは、人材育成と職員の処遇改善の必要性、高性能林業機械の償却、山林地目の地籍調査の遅れなどの課題解決に向けた支援について要請があった。



シェルターなんようホール



意見交換

【行程全体図】



自由民主党

^も ^り 森林を^ま ^ち活かす都市の木造化推進議員連盟

会 長 吉野 正芳 殿

会 員 先 生 各 位

都市での木材利用拡大に向けた 抜本的対策の実現に関する要望書

令和元年 1 0 月 2 3 日

^も ^り 森林を^ま ^ち活かす都市の木造化推進協議会

日々深刻化する地球温暖化への対応が一刻の猶予も許されないという状況の中、脱炭素社会を実現すべきという時代の求めに応じ、都市の木造化を大きく加速していくための枠組みの構築は時代に求められている政策である。

しかしながら、戦後日本では、荒廃した森林を守り、災害に強く燃えない都市を造るという目的から、木材を使わない都市づくりが国を挙げて行われ、「都市では木材は使えない」という考え方が浸透した。

今、時代は大きく変わり、日本の国土の大部分を占める森林の健全な維持には資源の適切な活用が必要という状況が生まれるとともに、災害に強く・燃えない木造中高層建築物を可能とする木質耐火部材の開発などの技術革新が急速に進んできている。こうした中、地球温暖化、地方創生、国土強靱化等の国家的な課題に対する森林の役割に対する期待も大きくなってきており、都市の木造化が行政のみならず建築業界を始め、経済界や NGO 等においても注目・見直されつつある。

しかしながら、戦後長きにわたって定着してきた「都市では木材は使えない」という考え方を変え都市の木造化を大きく進めていくには、これまでの社会の流れを変える大きなインパクトが必要となっており、先般設立された「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」には、イノベーションの推進により、都市での木材利用の促進と持続的な森林資源の利用の実現に向け、国を挙げた取り組みの構築をリードしていくことが期待されている。

2020 年は東京オリンピック・パラリンピックを契機として東京・日本が世界中からの注目を集める年である。そうした中、人類共通の課題である地球温暖化防止に対し都市の木造化・木質化の推進を通じて貢献していく姿勢を強く打ち出しリードしていくことは、木の文化の国と言われた先進国日本の使命であり、世界に対して日本のプレゼンスを高めていく絶好の機会である。

こうした認識の下、我々は「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」に対して下記の事項の実現を強く要望する。

記

日本の森林を守り、地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の国家的課題に対応するため、都市の木造化を国の最重要課題の一つとして位置づけるとともに、民間の建築物を含めた木材利用の促進に向けた法律・制度の見直し、必要な予算の確保、国・地方公共団体・国民を挙げた推進体制の構築に取り組むこと。

令和元年10月23日

もりを活かすまちの木造化推進協議会
会長 前田直登

木材利用促進に向けた動き（提言等）

団 体 名 等	提 言 等
もりを活かすまちの木造化推進議員連盟	設立趣意書（平成 31 年 4 月 18 日）
国産木材活用プロジェクトチーム （全国知事会）	国産木材活用の更なる拡大に向けた 緊急提言（平成 30 年 10 月 11 日）
森林・林業・林産業活性化促進議員 連盟全国連絡会議	森林・林業・林産業施策の積極的な展開 令和元年度提言（令和元年 7 月 26 日）
林業復活・地域創生を推進する国民 会議（一般財団法人 日本プロジェク ト産業協議会[JAPIC]）	趣旨・提言（平成 30 年 3 月）
木材利用推進全国会議 （全国経済同友会）	設立趣意（令和元年 11 月 7 日）
もりを活かすまちの木造化推進 協議会	設立趣意書（令和元年 5 月 13 日） （別添 1 前掲）

も り ま ち 森林を活かす都市の木造化推進議員連盟 設立趣意書

戦後、戦禍により焦土と化した街と戦中・戦後の乱伐等により荒廃した森林の復興が国家的な命題となっていた我が国においては、1950年の衆議院「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」以来、木材利用の抑制と都市の不燃化を目指して、都市建築物の非木造化に向けた施策が国を挙げて進められてきた。

以来60年余が経過し、日本の緑は見事に回復し、戦後造成された森林資源は今まさに利用期を迎えており、森林を保全し活力を維持していくため、木材利用の抑制ではなく計画的な活用が求められる状況となっている。そのような中、2010年には「公共建築物等における木材利用促進に関する法律」が成立し、これまでの流れが大きく変わり始めた。法を契機に、耐火建築部材等の技術革新や建築基準法の改正による木造建築への規制緩和等により中高層建築物等における木材利用の可能性が大きく広がり注目され始めてきている。

しかしながら、都市において深く根付いてきた木材は使えないというこれまでの常識を覆し、流れを大きく変えるまでには至っていない。こうした現状を変え、国民的課題に対応して行くためには、国を挙げて都市の木造・木質化への体制を構築することが喫緊の課題となっている。

については、日本の森林を活かし、地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の国家的な課題へ貢献する観点に立って、都市の木造・木質化への実現に向けて、「も り ま ち 森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」を設立し、広く関係者に参加を呼びかけるものである。

平成31年4月18日

も り ま ち
「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」

国産木材活用の更なる拡大に向けた緊急提言

我が国の国土の約7割を占める森林は、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、木材利用が適切に進まないことなどにより整備が行き届かず、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止等の公益的機能が十分に発揮されていない森林も見受けられている。

本年は、大阪北部地震、平成30年7月豪雨や台風第21号、北海道胆振東部地震などの大規模自然災害が頻発しており、森林の有する土砂災害防止や洪水緩和といった機能の重要性が一層高まっている。

また、各地域では、国産木材の利用拡大を通じた林業の振興による中山間地域の活性化が強く期待されている。

さらに、平成31年度税制改正により森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設される予定であり、地方公共団体における国産木材利用等の取組について、一層の強化が期待されている。

このため、国産木材の新たな分野での利用や魅力発信など、各地方公共団体がこれまでも取り組んでいる国産木材の需要創出に向けた取組を、さらに全国的に加速させ、森林資源の循環利用を進めることで、再造林、保育、間伐などの森林整備を推進し、災害防止の観点からも極めて重要な森林再生、すなわち治山の理念に基づく取組へと繋げていく必要がある。

これらを踏まえ、地域の活性化や防災・減災に繋がる国産木材活用の更なる拡大を図るため、次のことを要請する。

- 1 C L T等新たな木質建築部材を使用した先駆的な建築物の整備や、国産木材を使用した塀の設置など、国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体や民間事業者等に対する支援を一層充実・強化すること。
- 2 建築物の木造化・木質化を進めるため、新たな建築資材の技術開発や、木造建築を担える設計・建築分野の人材育成に対する支援を一層充実・強化すること。
- 3 地方公共団体や民間事業者等における国産木材活用を推進するため、国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発する取組を充実・強化すること。

平成30年11月8日

全国知事会 国産木材活用プロジェクトチームリーダー
東京都知事 小池 百合子

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開 令和元年度 提 言

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、近年は国産材の生産量の増加、木材自給率の上昇、CLT等の新たな技術の進展等、我が国の森林・林業・木材産業には明るい兆しが見られている。

また、局地的な豪雨や山地災害の頻発等を背景に、国土の保全や地球温暖化対策など森林の公益的機能に対する国民の期待はますます高まり、森林の整備・保全の着実な推進が国民からも期待されている。

このような状況の中で、森林経営管理制度により、森林の経営管理の集積・集約化を進める体制が新たに構築され、市町村主体での森林整備のための安定財源として森林環境譲与税が創設されたことは、林政史上画期的な成果であった。これらの仕組みを活用し、条件不利地の森林整備を進めるとともに、林業の基盤を強固なものとするため、林道等の路網整備をはじめ、増加する主伐後の再造林の推進、担い手の育成等の取組をさらに強力に進めていかねばならない。

こうした取組を加速していくためにも、担い手の減少、きつい・危険な労働環境など、山村における林業の危機的状況からの脱却に向け、生産性や労働安全性の抜本的な向上に資する新技術等を活用したイノベーションも喚起していく必要がある。

他方、東日本大震災による被害の早期の復旧・復興を図るとともに、近年頻発する豪雨・地震・火山噴火等に伴う激甚な山地災害や流木災害等へ対応するための国土強靱化対策を、手を緩めることなく強力に進めることが緊要である。

さらに、都市部における木材需要の拡大等を積極的に推進するなど、国産材の自給率50%達成に向けて、国民全体で森林・林業・木材産業を支えていく必要がある。加えて、日EU経済連携協定やTPP11の発効も踏まえ、林業・木材産業が安定的に発展していけるよう対策を講じていくことが不可欠である。

森林・林業・木材産業は、森林経営管理法の施行や森林環境税・森林環境譲与税の制度化など、まさに新たな時代「令和」の幕開けにふさわしい林政改革元年とも言うべき節目を迎えた。この歩みをさらに力強いものとし、森林の公益的機能の確保とこれを支える林業の成長産業化による地方創生がさらに推進されるよう、次の施策の実現を提言する。

1 国土の保全、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮のため、林野公共予算の確保による森林整備・保全の推進を図るとともに、令和元年度に制度化された森林環境税・森林環境譲与税及び森林経営管理制度の円滑な運用に向けて、市町村の実施体制への支援を図ること。また、森林整備に係る地方債の特例についても引き続き措置すること。

2 環境貢献等も踏まえた住宅・土木用資材、公共建築物や低層非住宅、都市部における中高層建築物等への木材利用、CLT建築の本格的普及、木質耐火部材やCNF、改質リグニンなど新たな技術の開発・普及、無垢材の価値向上に向けたJAS材の普及、熱利用等による地域内での木質バイオマス利用の推進、付加価値の高い木材製品の輸出促進、消費者理解の醸成、人材活用の強化などにより国産材需要の拡大を図ること。また、これら木材利用の一層の促進のため、新たな法制度等の創設を検討すること。

TPP11及び日EU経済連携協定については、林業・木材産業の安定的な発展に資するよう、対策を十分に講じること。

3 新たに制定された森林経営管理法を踏まえ、意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積・集約化とこれに必要な境界の明確化、林地台帳情報の精度向上、主伐・再造林の一貫作業などによる確実な再造林対策や路網整備を推進するとともに、就業条件改善に向けた対策その他現場技能者等の人材の育成等に必要予算の充実を図ること。

4 林業の成長産業化を実現するため、現場の実情に合わせて森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な対策を地域が主体となって計画的に取り組むことのできる支援措置を充実すること。また、山元への利益還元に向けて地域の実情に応じたサプライチェーンの構築により、生産・加工・流通の各段階の効率化を図ること。特に、木材の流通コストの削減を図るためには、欧州に比べて低位な路網密度を向上させることが不可欠であり、公共事業による基幹的な林道や林業専用道などの整備の加速化を図ること。

5 情報通信技術（ＩＣＴ）・レーザー計測等の活用による森林情報の高度利用、省力化・軽労化を図る林業機械の開発・改良などの林業のイノベーションなどにより、林業の生産性や効率性の向上を図り、若者・女性・高齢者等にも働きやすく安全で魅力ある林業の創出を図ること。林業大学校など人材育成機関への支援や移住就労希望者の技術向上及び定住促進対策の強化を図ること。また、森林空間の利用を通じた新たな産業の創出、地域住民やＮＰＯ、自伐林家等の多様な主体による森林管理活動への支援等により、山村振興対策を充実すること。さらには、早生樹、エリートツリーやコンテナ苗等を活用した低コスト造林の普及・定着、深刻度が増しているシカ等の鳥獣被害対策の強化、花粉発生源対策として花粉症対策苗木の供給拡大の推進、放置竹林整備対策として竹材の需要拡大を図ること。

6 近年、集中豪雨や地震等に起因する山地災害が頻発し、特に昨年は西日本豪雨や一連の台風災害、北海道胆振東部地震をはじめとして、大規模な崩壊や土石流、森林被害が発生している。将来にわたりこうした災害から国民の生命・財産を守っていくため、荒廃山地の復旧整備や流木・風倒木対策の強化、間伐による荒廃森林の再生や海岸防災林の整備など、事前防災・減災対策等による緑の国土強靱化に向けた国土強靱化緊急対策の着実

な実施、林野公共事業の充実強化及び当初予算の確保を行うこと。

- 7 水源林整備の計画的な実施、森林整備法人（都道府県林業公社等）による森林整備の円滑化、松くい虫及びナラ枯れ被害などの森林病虫害対策のより一層の推進など、公的主体の関与による公益的機能の確保策を推進すること。また森林整備法人及びこの経営を支援している地方自治体に対する支援制度を拡充強化すること。
- 8 森林経営管理制度の定着も含めた林業の成長産業化に貢献するよう、国有林の森林資源や組織、技術力を活用して、木材の安定供給や様々な技術的課題への先導的取組等を推進することにより、一層民有林と連携した施策展開を図るとともに、国有林野事業の実施体制を強化すること。
- 9 東日本大震災からの復旧・復興のため、海岸防災林の再生、放射性物質による森林の汚染に対応するための森林・林業や林産物への影響等についての調査研究と林業再生に向けた対策等に必要な予算を確保すること。更に、特用林産物について、放射性物質の影響による風評被害等に対する円滑な賠償に向けた支援と対策を実施すること。

趣 旨

1. 「林業復活・地域創生を推進する国民会議」は、林業の成長産業化に向けて、経済界を挙げて国産材需要拡大の国民運動を展開することにより、地域の雇用を創出し、地域を活性化するための活動を行ってきた。
2. 日本の森林面積は国土の2/3を占めており、戦後の植林とその後の生育によって、十分な資源となってきた。一方で、木材の供給は未だに輸入材が過半を占め、山は放置され所有者すらわからなくなっているところもある。
需要が拡大し、それに応じてしっかりとした品質管理と適正な価格で安定的に供給できれば、わが国の産業の一つとして成長できるポテンシャルを持っている。その林業を復活させ、森林を再生することは、地域住民が安心して誇りを持って暮らせる地域にすることであり、まさに地方創生そのものである。
3. 国産材の自給率は35%まで向上してきており、さらに需要を高めていくためには、以下の取り組みを産官学が連携して推進すべきである。

(1) 国としての大きな仕掛け

孫子の代まで森林資源の価値を維持・向上させていくためには、再造林を可能にする山元への利益還元の仕組みづくりとサプライチェーンの最適化が不可欠である。所有者不明森林や境界不明問題の解決のための森林環境税の活用、若い世代の林業就労促進や安全な環境確保、産業の新しい組み合わせや技術革新などは、国をあげて推進すべきである。

(2) 小さな積み重ねと実践

林業成長産業化では、地方や都市部での木材利用の取り組みに注目すべきである。各地の先行事例の横展開、機械化やICT・IoTなどの活用、山の価値最大化、商工会議所会館など地域活性化の拠点となる建物の木造・木質化、異業種連携・ベンチャー企業の取り組み拡大など、小さな積み重ねと実践を上げていかなければならない。

(3) 社会的ムーブメント

欧州のように、林産物の生産、環境の保全、レクリエーションなど森林の多面的機能を生態系サービスとしても評価・発掘し、体験を通じた生涯木育によって森林や木の魅力をさらに高めて、その効用を向上させて社会的ムーブメントへとつなげていくことが望まれる。

我が国をあげて、国産材の持続可能な活用に向けて取り組んでいくことは、2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)に掲げられている目標に合致している。政府、林業界、第2次・第3次産業界が、(1)国としての大きな仕掛け、(2)小さな積み重ねと実践、(3)社会的ムーブメント、に積極的かつ、協働しながら、林業を復活させ、地域創生への取り組みを加速させていく“まさにその時”である。

提 言

国としての大きな仕掛け



- 再造林を可能にする山元への利益還元の仕組みづくりとサプライチェーンの最適化
- 所有者不明森林や境界不明問題を解決する新たな仕組みの創設と森林環境税の活用
- 若い世代の林業就労促進や安全な環境確保、地域毎の森林管理のための人材育成
- 製材・製品や木材利用技術の輸出拡大に向けたマーケティングと販路開拓
- 観光産業や地場産業などとの産業の新しい組み合わせ
- 大規模・中高層建築の木造化、針葉樹の高強度化や工業製品化など技術革新
- 国産材など木材需要（公共・民間建築物等）の拡大を一層加速させる法制度の整備

小さな積み重ねと実践



- 各地の先行事例（林業成長産業化地域等）の横展開
- 機械化やICT・IoTなどの活用による生産効率向上と人手不足の解消
- 広葉樹も含めた森林資源の活用とその実現のための仕組みづくり（山の価値最大化）
- 商工会議所会館など地域活性化の拠点への木造・木質化の進展
- 異業種連携・ベンチャー企業の取り組み拡大

社会的ムーブメント



- 森林が持つ多面的機能（生態系サービス）の再評価によるブランド形成
- 医療・福祉・教育分野への木材利用の推進
- 体験空間（内装・外装木質化）やコンセプト・ツール（時間財）としての木の活用
- 森林利用・管理の大切さや、木が身近にある生活を通じた生涯木育の推進

木材利用推進全国会議 設立趣意書

地域の経済に活力を取り戻して、人口減少を克服する豊かな社会を創生する。そのためには、それぞれの地域が有する資源を最大限に活用することが重要です。国土の 7 割を森林に覆われた日本では、「木」は、中山間地域に眠る貴重な資源ですが、私たちは、その豊かな資源を十分には活用できていません。戦後に植林された杉や檜などが伐採に適した時期を迎え、国産木材の供給力が増加している今こそ、林業の稼ぐ力を高め、地域に魅力ある産業を創り出す好機です。

我々は、こうした志をともにする皆様の力を結集して、具体的な取り組みへと深化していくために、私たちは、「木材利用推進全国会議」（仮称）を設立することとしました。木材に関わるあらゆる事業者が一堂に会して、勉強会や情報交換を重ねながら、経営者が率先して国産木材を利用しやすい環境づくり、木材利用が環境や社会に与える価値の共有、林業の生産性向上と新たな技術の普及に取り組む民間企業を主体としたネットワークです。

木造建築や木質化については、すでに民間企業も含めた様々なネットワークが存在しますが、林業を地域経済に活力をもたらし持続可能な産業として再生するためには、供給面だけではなく、需要面での取り組みも不可欠です。

そのため、本会議には、林業者はもとより、施工主となる民間企業、投資や保険の観点から国産木材の利用を後押しする金融各社なども参画し、植林・伐採から木材加工、設計、施工、国産木材の活用に至るすべてのステークホルダーが連携することで、「木」を起点として、経済合理性と持続可能性を両立する豊かな地域社会の実現をめざします。そして、各地の経済同友会や地方自治体にも広く参加を呼びかけ、国産木材を利用するムーブメントを日本全国へと展開していきます。

「木」は、日本の文化と自然に根差した「伝統の素材」とであると同時に、環境への配慮と持続可能性が求められるこれからの社会にふさわしい「未来の素材」でもあります。私たちの生活や街並みの中に取り込み、ぬくもりや香り、心の癒しなど、自然の豊かな恵みを身近に感じながら暮らすことで、環境にも、地域にも、経済にも良い循環を生み出すことができます。

SDGs（持続可能な開発目標）や ESG 投資に代表されるように、企業に対する環境への配慮や持続可能な社会的責任が高まっている中、国産木材の活用を通じた豊かな地域社会の実現に向け、志を同じくする多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

まち
都市の木造化を

みんなの力で実現しよう！

都市の木造化を通じて地球温暖化防止、地方創生、
国土強靱化等の国家的課題に取り組んでいきましょう。

先人が戦後営々として育んできた我が国の森林資源は今まさに利用期に達しており、森林の健全性の維持及び地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の観点から、その活用は森林・林業・木材産業関係者のみならず国家的な課題となっています。

「協議会」は、森林・林業・木材産業界、建設業界をはじめ趣旨に賛同いただける団体、企業、地方公共団体、学識経験者などに幅広く参加いただき、「議員連盟」と連携し都市の木造化の実現に取り組んでいくこととしております。

そうした中、今般、自由民主党の国会議員による「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」が結成され、これまで木材があまり使われて来なかった都市の木造化・木質化への取組が加速されようとしています。

もり まち
森林を活かす都市の木造化推進議員連盟

意見交換・政策実現 ↓ ↑ 政策要望・提言

もり まち
森林を活かす都市の木造化推進協議会

会 員

森林・林業・
木材関係
団体及び企業等

住宅・建設
関係団体
及び企業等

その他
賛同団体
及び企業等

地方公共団体
研究機関
学識経験者等

入会お申込み・お問い合わせ先

もり まち
森林を活かす都市の木造化推進協議会

<https://machi-mokuzouka.jp/>

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階 (一社) 全国木材組合連合会内
Tel : 03-3580-3215 Fax : 03-3580-3226 E-mail : nakahara@zenmoku.jp



戦後からの都市の木造化・木質化への変遷



70 年前

(昭和 25 年 第 1 回全国植樹祭の様様)

戦中・戦後の乱伐等による 森林の荒廃、災害の発生

森林の回復と都市の不燃化が
国家的な命題

1950 衆議院「都市建築物の不燃化の
促進に関する決議」
官公庁建築物の不燃化 (同じ国会で建築基準法制定)

1951 閣議決定「木材需給対策」
都市建築物等の耐火構造化、木材消費の抑制、
未開発林の開発 (同時期に森林法制定)

1955 閣議決定「木材資源利用合理化方策」
国・地方公共団体が率先垂範して建築物の不燃化
を促進、木材消費の抑制、森林資源開発の推進

1959 日本建築学会「建築防災に関する決議」
防火、耐風水害のための木造禁止



現在

(利用期に達してきている人工林)

森林資源の充実、地球温暖化防止、 地方創生、国土強靱化への森林の 役割増大

森林資源の活用と都市の木造化・木質化
が国家的課題

2010 公共建築物等における木材の利用の
促進に関する法律
低層の公共建築物は原則として木造

2014 建築基準法の改正 (木造関係基準の見直し)
3 階建ての学校等に係る防耐火規制の緩和

2018 建築基準法の改正 (木造建築物等に係る制限の合理化)
中層建築物を「現し」で建設可能に、
耐火構造等にしないでいい木造建築物の範囲拡大

- ・ 経済財政運営等改革の基本方針 2018
「木材の中高層建築物等への利用拡大」
- ・ 全国知事会 国産木材活用 P T
「国産木材活用の更なる拡大に向けた緊急提言」
- ・ 政令指定都市「政令指定都市木材利用促進議員連盟」
- ・ 経団連、経済同友会による需要サイドからの提言

参加企業・団体等の募集 !!

都市の木造化・木質化を推進し、貴重な森林資源
を活かすことにより地球温暖化防止、地方創生、
国土強靱化等の国家的課題に貢献していくという
活動の趣旨をご理解の上、協議会に参加してい
だきますようお願い申し上げます。

会費 (年間)

ア. 正会員	団体	5万円
	中小企業 (注)	5万円
	大企業	20万円
イ. 賛助会員	地方公共団体、公的研究機関、 学識経験者等については賛助会員 とし、会費は原則として免除します。	

(注) 中小企業基本法第 2 条で定義された中小企業

活動内容

- 1 議連との都市の木造化対策に関する意見交換及び政策の実現に向けた要望・働きかけ等
- 2 都市の木造化の推進に必要な事業の企画及び実施
- 3 都市の木造化の必要性についての普及啓発

森林・林業再生へのカギを握る都市の木造化

森林を活かす都市の木造化推進協議会
理事・事務局長 島田泰助

1 森林を活かす都市の木造化推進議員連盟と協議会の誕生

さる4月18日と5月13日に森林を活かし都市の木造化を推進するための議員連盟と団体・企業・地方公共団体等による協議会が相次いで立ち上がりました。これら議連と協議会は、これまでの長い歴史の中で深く根付いてきた「木材は都市では使えない」という常識を覆し、都市の木造化により森林の活力を維持することを通じ、地球温暖化防止、地方創生、国土強靱化等の国家的な課題への対応を進めていくことを目的として設立されました。

木の文化の国と言われた日本で都市から木造建築が消えていった背景には、終戦後の日本の社会事情が大きく影響していると言われています。1950年の衆議院における「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」以来、2度の閣議決定により、戦中・戦後の乱伐により荒廃した森林の保護と空襲で焼けた都市の不燃化を目指し、木材を使わない街づくりに向けた施策が国を挙げて進められてきました。

以来60年以上の歳月が経過した現在、日本の緑は見事に回復し、戦後造成された森林は資源として今まさに利用期を迎えています。また、一時期の自然環境を守るため木材はなるべく使わない方がよいという考えから、地球温暖化防止、地方創生などの新しい社会ニーズを受けて、CO₂を固定し製造にかかるエネルギーが少ない再生可能な自然資源である木材を積極的に利用していくべきとの考え方に対する理解も高まってきています。

更に、2010年の「公共建築物等における木材利用促進に関する法律」の成立以降、非住宅分野における木造化に関する技術基準などの通達類の整備や建築基準法における規制の見直し等が国において行われるとともに、民間企業において耐火建築部材等の都市の木造化を可能とする技術が次々と開発され、都市での木材利用をめぐる状況は劇的に変わり始めています。

2 木材が主役の社会を造るのは誰

森林が大きく成長し森林資源が充実する一方、少子高齢化等の影響で住宅分

野における木材需要が減少していくことが予想されている中、健全な森林を維持していくためには、新たな木材需要の拡大が必要不可欠であることは森林・林業に関心のある人たちの間では常識となってきています。そして、都市部での木材利用による需要拡大は、健全な森林の維持に向けて何よりも急いで取り組まなければならない課題となってきています。

しかしながら、これまでの長い歴史の中で作り上げられてきた都市の非木造化の流れを変えて木造化を進めるためには、今から 70 年前と同じような大きな社会的動きを作り出すことが必要だと考えています。今回設立された議員連盟と団体・企業の協議会は、こうした都市の在り方を大きく変えていくために求められる大きなインパクトを生み出せる存在になれると考えています。

6 月末の時点で、議連には既に 100 名を超える先生方に参加していただいておりますし、協議会も 70 に迫る団体・企業・地方公共団体に参加を表明していただいています。森林・林業界の長年の悲願であった森林環境税が実現されるなど、森林・林業への国民の関心が確実に高まってきている中、議連・協議会への参加者がさらに大きくなり、その発言力・影響力が増してくれば、都市の木造化に向けて社会の動きを変える力となることも十分に可能と考えています。都市の木造化は森林・林業再生に向けた大きなチャンスです。森林・林業・木材産業関係の皆さんには、先頭をきって運動に加わっていただきたいと考えています。皆さんの協議会での積極的な活躍により、他分野からの参加者を増やし、都市木造化への支援の輪が大きく広がっていくことを期待しています。

令和2年度事業計画

1. 都市の木造・木質化を促進するため、「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」と連携して、以下の活動を推進する。
 - (1) 中高層建築物等都市における木材利用拡大対策の充実への要望
 - (2) 地球温暖化防止、地方創生に貢献する木材利用への理解の促進
 - (3) 法律・制度の見直しも含め木材利用拡大対策の実現に向けた運動の加速化
 - (4) 森林環境税の使途を踏まえた木材利用促進対策、条例策定への働きかけ等
地方自治体との連携強化
2. 木材利用促進を目的とする団体と連携し、都市の木造化に向けた国民的理解の醸成
3. 都市の木造化を強力に推進するため、「森林を活かす都市の木造化推進議員連盟」を始めとした関係機関との意見交換等の実施
4. 森林・林業・木材産業、建設業をはじめ、協力企業及び団体の加入の促進